

ハラスメントの事例等

1. セクシュアル・ハラスメントに関し認識すべき事項

- (1) 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要となり、次の点に注意する必要があります。
親しさを表わすつもりの方であっても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
不快を感じるか否かには個人差があること。
この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な思い込みをしないこと。相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。
- (2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返してはいけません。
- (3) セクシュアル・ハラスメントを受けた者が、指導教員、上司等との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、それを同意・合意と勘違いしてはいけません。
- (4) 学内におけるセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であり、学内の人間関係がそのまま持続する歓迎会をはじめとする酒席等の場においても、同様に注意しなければなりません。

2. セクシュアル・ハラスメントになり得る行動

(1) 性的な内容の発言

- 性的な関心、欲求に基づくもの
- ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする。
 - ・聞くに耐えない卑猥な冗談を交わす。
 - ・体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言う。
 - ・性的な経験や性生活について質問する。
 - ・性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とする。
- 性別により差別しようとする意識等に基づくもの
- ・「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」などと発言する。
 - ・「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。

(2) 性的な行動

- 性的な関心、欲求に基づくもの
- ・ヌードポスター等を職場に貼る。
 - ・雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
 - ・職場のパソコンのディスプレイに卑猥な画像を表示する。
 - ・身体を執拗に眺め回す。
 - ・食事やデートにしつこく誘う。
 - ・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつける。
 - ・身体に不必要に接触する。不必要な個人指導
 - ・浴室や更衣室等をのぞき見する。性的な関係を強要する。
 - ・職場やゼミナールの旅行の宴会の際に浴衣に着替えることを強要する。
 - ・出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼ぶ。
 - ・自宅までの送迎を強要する。住居等まで付け回す。
- 性別により差別しようとする意識等に基づくもの
- ・女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要する。
 - ・女性であるというだけの理由で仕事や研究上の実績等を不当に低く評価する。
 - ・カラオケでデュエットを強要する。
 - ・酒席で、上司、指導教員等のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要する。

3. アカデミック・ハラスメントの分類と例示

(1) 研究の妨害(学生や教員に対して)

- 論文提出時の逸脱した条件の要求
- ・修士論文、博士論文の提出条件を十分に満たしているにもかかわらず、提出を許さない。

- ・研究成果を要求する際、行き過ぎたプレッシャーをかける。
研究チームからの不当な排除
- ・当然加わるべき研究チームから理由なく排除する。
- ・正当な理由なく、研究室の他のメンバーから孤立させる。
研究活動の不当な制限
- ・実験や研究のための機器や設備を理由なく使用させない。
- ・研究上の評価をする際に、恣意的に不当な評価を行う。
- ・研究発表活動(論文や学会発表、その他の著述等)を不当に制限する。
指導の拒否及び放置
- ・指導を求められても、理由なく指導をしようとししない。
- ・指導教員の交替が制度上可能であり、正当な理由のもとに学生がそれを希望しても指導教員の指導から離脱させずに放置する。
業績搾取
- ・正当な理由なく論文著者や順序を変更する。
- ・研究業績を指導教員や他の者の業績に変更するように圧力をかける。
- ・個人的アイデアによってはじまった未発表の研究を了解なく他の者に行わせる。

(2) 修学や進路の妨害(学生に対し)

修学の権利の侵害

- ・授業中に人格を貶める言動や、教員の学説等に従わせようとする脅迫的な言動を行う。
- ・成績の不当な評価を行う。あるいは評価に無関係な事柄を成績に結びつける発言をする
- ・求められた教育上の指導を正当な理由なく拒否する。
- ・常識的に不可能な課題達成を強要する。

進路(進学・卒業・就職)の妨害

- ・個人的な感情から、奨学金や学術振興会特別研究員などの申請に必要な推薦書を書かない。
- ・大学院修了後の進学・就職について、進路先における自分の影響力を示唆することで、本人の自由な意思決定を妨害しようとする。論文審査等について、自分の権限の範囲を逸脱した発言を行う。
- ・不当な理由で留年させる。

(3) 研究室における強制

- ・研究室に早朝から深夜までいることや、泊りでの実験を強制する。
- ・休日を一切とらせない。
- ・研究室内の雑用をある特定の個人に集中してやらせる。
- ・本来研究費から支出されるべき支払いを不当に強要する。
- ・お礼奉公としての雑用等を強要する。
- ・教育研究とは無関係な学外での私的交際を強要する。

(4) 教育の妨害(教員に対して)

- ・正当な理由なく授業を担当させない。
- ・教育上の評価をする際に、不当な評価を行う。

(5) 就業上の権利の侵害や業務の妨害(教職員に対して)

- ・昇任や業績評価にあたって恣意的に不当な妨害を行う。
- ・業務に関して著しく不公平・不当な評価を行う。あるいは、その種の発言によって脅威を与える。
- ・勤務時間では不可能な、あるいは休日の作業が必要になるような逸脱した業務の達成を要求する。
- ・業務に支障が出る程度に、指示決定を遅らせる。

(6) 身体・精神的暴力

- ・暴力をふるったり体罰を加えたりする。
- ・教育研究に関連して、名誉や人格を著しく傷つけるような発言をする。不当な仲間はずれを行う。
- ・何時間も問い詰めたり、拘束したりする。